

標題 : 総務省「会計年度任用職員制度の適正な運用等について」および「『会計年度任用職員制度の導入等に向けた事務処理マニュアル（第2版）』の修正等について」（通知）
発信番号 : 自治労情報2022第0222号
発信日付 : 2022年12月23日
宛先（団体） :
宛先 : 各県本部委員長様
送信者（団体） : 全日本自治団体労働組合
送信者 : 中央執行委員長 川本 淳

総務省は12月23日、通知「会計年度任用職員制度の適正な運用等について」および「『会計年度任用職員制度の導入等に向けた事務処理マニュアル（第2版）』の修正等について」を发出しました。本通知を参考に、とくに以下の点について、春闘期における要求・交渉等での点検・追求をお願いします。

また、総務省のホームページで公表された集計表（全自治体の回答がまとめられたもの）も添付しますので、県内単組の状況把握にもご活用ください。

1. 会計年度任用職員制度の適正な運用等について

○適切な給与決定

調査によると、職務経験等を考慮した給料決定について、「すべての部門・職種で考慮している」と答えた団体が初回任用時76.2%、再度任用時で89.1%となっていますが、常勤職員と同様の規定に基づいて給料決定がされているかについては精査が必要と考えます。各単組において、あらためて常勤職員と同様に初任給格付け・再度任用時の給料決定（昇給）がされているか点検し、処遇の改善につなげます。

○適切な勤務時間の設定

通知では、フルタイムよりわずかに短い勤務時間を設定することについて、「一般的に理解を得られる相当の合理的な理由があるのかあらためて検証の上、慎重に判断する必要があります」としています。今回の調査は、2021年度に超過勤務があったにもかかわらず勤務時間の見直しを行っていないものについて理由を聞くなど、一歩踏み込んだ内容となっています。

総務省は、引き続き「具体的な業務内容や時間外勤務の有無等勤務の実態を把握した上で、毎年度、見直しの検討を行う必要がある」と助言しており、組合としても、実態に応じた設定・任用となるよう当局に見直しを求めます。

○再度の任用について

本通知では再度の任用について下記の2点が示されました。

- ・前年度に同一の職務内容の職に任用されていた者について、客観的な能力の実証の一要素として、前の任期における勤務実績を考慮して選考を行うことは可能であること。
- ・また、結果として複数回の任用が繰り返された後に、再度の任用を行わないこととする場合には、事前に十分な説明を行う、他に応募可能な求人を紹介する等配慮をすることが望ましいこと。

再度の任用の能力実証の方法として、勤務実績によることが可能と明示されたことから、公募によらない任用回数上限の撤廃をめざし、また一方的な雇止めが行われないよう引き続き交渉・協議をお願いします。

2. 「会計年度任用職員制度の導入等に向けた事務処理マニュアル（第2版）」の修正等について

マニュアル（第2版）发出後の地方公務員等共済組合法や地方公務員の育児休業等に関する法律の改正等を踏まえ、修正が行われました。

改正に伴う制度整備が適切に行われているか、いま一度点検をお願いいたします。

添付ファイル :
221223総務省通知 (調査結果) .zip
221223総務省通知 (マニュアル修正) .zip